

報告第 8 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 12 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- |   |        |                                                                                   |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 和解の相手方 | 大分市 法人（1 社）                                                                       |
| 2 | 和解の要旨  | 町は、相手方に損害賠償金 273,357 円を支払う。                                                       |
| 3 | 事件の概要  | 令和 4 年 6 月 16 日午前 11 時頃、町道庵造線において、相手方所有の 2 トンダンプが走行中、路肩が崩れて車体左側が脱輪し、底部損傷等の損害を与えた。 |
| 4 | 専決年月日  | 令和 4 年 9 月 8 日                                                                    |